

## 船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正について

### 1. 概要

令和 6 年 4 月 1 日の法改正に伴い、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定申請を行うことが可能となり、当該申請についても関係者の意見を反映させる必要があるという、介護保険法第 115 条の 22 第 4 項の適用を受けます。

地域包括支援センターの同条の適用については、地域包括支援センター運営協議会に意見を諮っており、指定居宅介護支援事業者の介護予防支援の指定についても同協議会に意見を諮るため、要綱の一部改正を行いましたので報告いたします。

### 2. 主な改正内容

- ・要綱第 5 条（所掌事務）に居宅介護支援事業者による予防給付に係る事業の実施に関するものを加える他文言の整理を図る。
- ・指定居宅介護支援事業者の申請に係る手続き等については、令和 6 年 4 月 1 日以前にも行うことができるよう附則で定める。

### 3. 別紙資料

（別紙 1）船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（改正後）

（別紙 2）船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱新旧対照表



## 船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営等を図るため、船橋市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 運営協議会の委員は、13名以内で組織する。

2 運営協議会の委員は、次に掲げる者の内から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 船橋市医師会代表
- (3) 船橋歯科医師会代表
- (4) 船橋薬剤師会代表
- (5) 千葉県看護協会代表
- (6) 船橋市民生児童委員協議会代表
- (7) 船橋市自治会連合協議会代表
- (8) 船橋市老人福祉施設協議会代表
- (9) 船橋市介護老人保健施設協会代表
- (10) 千葉県在宅サービス事業者協会代表
- (11) 船橋市介護支援専門員協議会代表
- (12) 認知症の人と家族の会代表
- (13) 市民代表

3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (会長及び副会長)

第3条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 運営協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

3 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

(所掌事務)

第5条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

イ センターの担当する法第78条の2第6項第4号に規定する日常生活圏域の設定

ロ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

ハ センターの業務を委託された法人による予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に係る事業の実施

ニ センターが予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所

ホ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

ヘ センターの運営方針に係る事項

(2) センターの運営に関し、毎年度ごとに、次に掲げる書類の提出を受けること。

イ 当該年度の事業計画書及び収支予算書

ロ 前年度の事業報告書及び収支決算書

ハ その他運営協議会が必要と認める書類

(3) センターの運営に関し、定期的に又は必要な時期に、次に掲げる事業内容を評価すること。

イ センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがいないか

ロ センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか

ハ センターの業務を委託された法人による予防給付及び総合事業に係る事業が委託された法人の業務に支障のない範囲で実施されているか

ニ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

- (4) センターの職員の確保に関すること。
- (5) 居宅介護支援事業者による予防給付に係る事業の実施に関すること。
- (6) その他地域包括ケアに関すること。

(災害補償)

第6条 運営協議会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、健康福祉局高齢者福祉部地域包括ケア推進課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(追加の委員の任期)

2 第2条第2項第4号に定める委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

附 則

この要綱は、平成18年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

2 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）附則第15条の規定により、同法の施行の日前に行われる同法第13条の規定による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定による介護保険法第58条第1項の指定（同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の申請に係るものに限る。）の手續その他の行為に関する事項については、改正後の第5条の規定の例により、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。

## 船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、船橋市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置に關し、必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 運営協議会の委員は、13名以内で組織する。 2 運営協議会の委員は、次に掲げる者の内から、市長が委嘱する。 (1) 学識経験者 (2) 船橋市医師会代表 (3) 船橋歯科医師会代表 (4) 船橋薬剤師会代表 (5) 千葉県看護協会代表 (6) 船橋市民生児童委員協議会代表 (7) 船橋市自治会連合協議会代表 (8) 船橋市老人福祉施設協議会代表 (9) 船橋市介護老人保健施設協会代表 (10) 千葉県在宅サービス事業者協会代表 (11) 船橋市介護支援専門員協議会代表 (12) 認知症の人と家族の会代表 (13) 市民代表 3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p style="text-align: center;">船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、船橋市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置に關し、必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 運営協議会の委員は、13名以内で組織する。 2 運営協議会の委員は、次に掲げる者の内から、市長が委嘱する。 (1) 学識経験者 (2) 船橋市医師会代表 (3) 船橋歯科医師会代表 (4) 船橋薬剤師会代表 (5) 千葉県看護協会代表 (6) 船橋市民生児童委員協議会代表 (7) 船橋市自治会連合協議会代表 (8) 船橋市老人福祉施設協議会代表 (9) 船橋市介護老人保健施設協会代表 (10) 千葉県在宅サービス事業者協会代表 (11) 船橋市介護支援専門員協議会代表 (12) 認知症の人と家族の会代表 (13) 市民代表 3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p>

<p>(会長及び副会長)</p> <p>第3条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。</p> <p>2 運営協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。</p> <p>3 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第5条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。</p> <p>イ センターの担当する法第78条の2第6項第4号に規定する日常生活圏域の設定</p> <p>ロ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更</p> <p>ハ センターの業務を委託された法人による予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に係る事業の実施</p> <p>ニ センターが予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所</p> <p>ホ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項</p> <p>ヘ センターの運営方針に係る事項</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第3条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。</p> <p>2 運営協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。</p> <p>3 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第5条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。</p> <p>イ センターの担当する法第78条の2第6項第4号に規定する日常生活圏域の設定</p> <p>ロ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更</p> <p>ハ センターの業務を委託された法人による予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に係る事業の実施</p> <p>ニ センターが予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所</p> <p>ホ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項</p> <p>ヘ センターの運営方針に係る事項</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第3条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。</p> <p>2 運営協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。</p> <p>3 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第5条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。</p> <p>イ センターの担当する法第78条の2第6項第4号に規定する日常生活圏域の設定</p> <p>ロ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更</p> <p>ハ センターの業務を委託された法人による予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に係る事業の実施</p> <p>ニ センターが予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所</p> <p>ホ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項</p> <p>ヘ センターの運営方針に係る事項</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第3条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。</p> <p>2 運営協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。</p> <p>3 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第5条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。</p> <p>イ センターの担当する法第78条の2第6項第4号に規定する日常生活圏域の設定</p> <p>ロ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更</p> <p>ハ センターの業務を委託された法人による予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に係る事業の実施</p> <p>ニ センターが予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所</p> <p>ホ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項</p> <p>ヘ センターの運営方針に係る事項</p>
--	--	--	--

<p>(2) センターの運営に関し、毎年度ごとに、次に掲げる書類の提出を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 当該年度の事業計画書及び収支予算書</li> <li>ロ 前年度の事業報告書及び収支決算書</li> <li>ハ その他運営協議会が必要と認める書類</li> </ul> <p>(3) センターの運営に関し、定期的に又は必要な時期に、次に掲げる事業内容を評価すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか</li> <li>ロ センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか</li> <li>ハ センターの業務を委託された法人による予防給付及び総合事業に<u>係る</u>事業が委託された法人の業務に支障のない範囲で実施されているか</li> <li>ニ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項</li> </ul> <p>(4) センターの職員の確保に関すること。</p> <p><u>(5) 居宅介護支援事業者による予防給付に係る事業の実施に関すること。</u></p> <p><u>(6) その他地域包括ケアに関すること。</u> (災害補償)</p> <p>第6条 運営協議会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。 (事務局)</p> <p>第7条 運営協議会の事務局は、健康福祉局高齢者福祉部地域包括ケア推進課が行う。 (補則)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。</p>	<p>(2) センターの運営に関し、毎年度ごとに、次に掲げる書類の提出を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 当該年度の事業計画書及び収支予算書</li> <li>ロ 前年度の事業報告書及び収支決算書</li> <li>ハ その他運営協議会が必要と認める書類</li> </ul> <p>(3) センターの運営に関し、定期的に又は必要な時期に、次に掲げる事業内容を評価すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか</li> <li>ロ センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか</li> <li>ハ センターの業務を委託された法人による予防給付及び総合事業に<u>係る</u>事業が委託された法人の業務に支障のない範囲で実施されているか</li> <li>ニ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項</li> </ul> <p>(4) センターの職員の確保に関すること。</p> <p><u>(5) 居宅介護支援事業者による予防給付に係る事業の実施に関すること。</u></p> <p><u>(6) その他地域包括ケアに関すること。</u> (災害補償)</p> <p>第6条 運営協議会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。 (事務局)</p> <p>第7条 運営協議会の事務局は、健康福祉局高齢者福祉部地域包括ケア推進課が行う。 (補則)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。</p>	<p>(2) センターの運営に関し、毎年度ごとに、次に掲げる書類の提出を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 当該年度の事業計画書及び収支予算書</li> <li>ロ 前年度の事業報告書及び収支決算書</li> <li>ハ その他運営協議会が必要と認める書類</li> </ul> <p>(3) センターの運営に関し、定期的に又は必要な時期に、次に掲げる事業内容を評価すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか</li> <li>ロ センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか</li> <li>ハ センターの業務を委託された法人による予防給付及び総合事業に<u>かかる</u>事業が委託された法人の業務に支障のない範囲で実施されているか</li> <li>ニ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項</li> </ul> <p>(4) センターの職員の確保に関すること。</p> <p><u>(5) その他の地域包括ケアに関すること。</u> (災害補償)</p> <p>第6条 運営協議会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。 (事務局)</p> <p>第7条 運営協議会の事務局は、健康福祉局高齢者福祉部地域包括ケア推進課が行う。 (補則)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。</p>
---	---	---

<p>附 則 この要綱は、平成17年10月15日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 (追加の委員の任期) 2 第2条第2項第4号に定める委員の任期は、他の委員の残任期間とする。</p> <p>附 則 この要綱は、平成18年9月6日から施行する。</p> <p>(略)</p>	<p>附 則 この要綱は、平成17年10月15日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 (追加の委員の任期) 2 第2条第2項第4号に定める委員の任期は、他の委員の残任期間とする。</p> <p>附 則 この要綱は、平成18年9月6日から施行する。</p> <p>(略)</p>
<p>附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)</u> 2 <u>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)附則第15条の規定により、同法の施行の日前に行われる同法第13条の規定による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の2第1項の規定による介護保険法第58条第1項の指定(同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の申請に係るものに限る。)の手続その他の行為に関する事項については、改正後の第5条の規定の例により、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。</u></p>